

事 務 連 絡
令和2年11月30日

介護事業者 各位

石川県健康福祉部長寿社会課長

クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて

日頃より感染症対策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言（令和2年11月9日）において、クラスターの早期探知のために、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力することとされたことに伴い、別添のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

つきましては、発症前から感染力があり、高齢者の死亡率が高く、早期探知の必要性が高い新型コロナウイルス感染症の特徴に鑑み、施設で体調不良で休んでいる者が増えている等、現場で普段とは何か違う状況に気づいた場合等には、管轄する保健所等へ報告いただくようお願いいたします。

なお、各施設等におかれましては、以前からお伝えしておりますが、以下の内容について、改めてご留意くださいますようお願いいたします。

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに務めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者等への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

【事務担当】

石川県健康福祉部長寿社会課
施設サービスグループ
在宅サービスグループ
TEL 076-225-1416, 1417
FAX 076-225-1418